第４章　福　祉　事　業

第１　福祉事業の内容

福祉事業について、法第 47 条第１項は、「基金は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。」と規定しています。

また、同条第２項は、「基金は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。」と規定しています。

法第 47 条第１項に規定する福祉事業は、使用者としての法的義務として行われる補償によっては充足しきれない領域を、使用者の立場で、いわば補償の付加的給付として行われるものです。したがって、この福祉事業は不服申立て（審査請求）の対象にはなりません。

基金の行う福祉事業は、次のとおりです。

１　外科後処置（規則第 38 条第 1 項第 1 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 1 号）

⑴　支給対象

外科後処置は、障害等級に該当する程度の障害が存する者のうち、次の処置が必要であると認められる者に対し行われます。

ただし、医療効果の期待される醜状軽減のための処置は、原則として療養補償として行うものとされています。

ア　義肢装着のための断端部の再手術

イ　醜状軽減のための処置

ウ　義眼の装かん

エ　局部神経症状の軽減のための処置

オ　筋電電動義手の装着訓練

カ　その他理事長が特に必要であると認める処置

⑵　支給範囲

外科後処置の範囲は、次に掲げるものであって、外科後処置上相当と認められるものとされています。

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療

エ　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ　移送

また、外科後処置を受けるために入院等をする場合には、入院期間につき、日当として１日 850 円が支給されます。

2　補 装 具（規則第 38 条第 1 項第 2 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 2 号）

補装具は、職員の疾病が治ゆした後、障害等級に該当する程度の障害が存する場合に支給することができるものですが、負傷箇所の一部が治ゆしてその部分に補装具の装着を必要とする場合等には、療養中であっても支給することができるものとされています。

基金が支給する補装具は、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車椅子、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器、電動車椅子、歩行車、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷ふとん、介助用リフター、フローテーションパッド（車椅子用・電動車椅子用）、ギャッチベッド、かつら、ストマ用装具、座位保持装置、筋電電動義手、重度障害者用意志伝達装置、その他基金が必要と認める補装具とされており、その支給、修理又は再支給は、その種目、型式、材質等の区分に応じ、障害者総合支援法第 76 条に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚労省告示第 528 号）別表に定める額の範囲内で行われます。

また、その修理については必要のつど、随時行われますが、再支給については、原則として既に装着していた補装具が交付基準に定める耐用年数を経過した後に行われます。

なお、補装具の支給、修理又は再支給を受けるために旅行する場合は、旅行費が支給されます。

3　リハビリテーション（規則第 38 条第 1 項第 3 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 3 号）

リハビリテーションとは、一般的には可能な限り障害者の肉体的、心理的、社会的、職業的、経済的有用性を回復させ、社会復帰（職場、家庭、学校等への復帰等）をさせるための事業です。

基金が行うリハビリテーションは、障害等級に該当する程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められるものに対して行うものとされています。

このリハビリテーションの範囲は、機能訓練、職業訓練その他相当であると認められる訓練とされており、基金の指定する施設において行うか又はその訓練に必要な費用として訓練指導料、宿泊料、食事料等の費用を支給することができるものとされています。

なお、リハビリテーションを受けるために旅行する場合は、旅行費が支給されます。

4　アフターケア（規則第 38 条第 1 項第 4 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 4 号）

(1) 支給対象

アフターケアは、治ゆ後においても季節、天候、社会環境の変化等により症状が動揺することがある外傷による脳の器質的損傷を受けた者、その他次の１～18に定める特定の傷病を有する者に対し、一定範囲の処置を行うことによって症状の安定を図り、円滑な社会生活を営むことができるようにするものです。

１　一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で、障害等級に該当する程度の障害が存するもの（脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で第 10 級以下の障害等級に該当する者にあっては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

２　頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害（上肢等に過度に負担のかかる業務によって、後頭部、頸部、肩甲骨、上肢、前腕、手及び指に発生した運動器の障害をいう。以下同じ。）又は腰痛を有する者で、障害等級に該当する程度の障害が存するもの

3　せき髄を損傷した者のうち、障害等級に該当する程度の障害が存するもの（第４級以下の障害等級に該当する者にあっては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

4　尿道狭さくを有する者又は尿路変向術を受けた者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの

5　白内障等の眼疾患を有する者（障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあっては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

6　慢性のウイルス肝炎となった者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの

7　慢性の化膿性骨髄炎となった者（障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあっては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

8　振動障害を有する者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの

9　人工関節又は人工骨頭に置換した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの

10　大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者（障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあっては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

11　心・血管疾患にり患した者又はペースメーカ若しくは除細動器を植え込んだ者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの（心・血管疾患にり患した者で第 10 級以下の障害等級に該当する者にあっては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

12　尿路系腫瘍を有する者

13　熱傷の傷病者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの（第 14 級の障害等級に該当する者にあっては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

14　外傷により末梢神経を損傷して激しい疼痛を有する者で第 12 級以上の障害等級に該当する障害が存するもの

15　精神疾患等にり患した者（医学上特にアフターケアの必要が認められる者に限る。）

16　心臓弁を損傷した者、心膜の病変を有する者若しくは人工弁に置換した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの又は人工血管に置換した者

17　呼吸機能障害を有する者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの

18　消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害若しくは膵機能障害を有する者又は消化器ストマを造設した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの

※上記１から 18 の支給範囲は⑵の第４―１表～第４－18 表に対応している。

⑵　支給範囲

アフターケアの支給範囲は、次に掲げるものであり、アフターケアの実施上相当と認められるものとされています。また、アフターケアとして必要であると認められる診察には、保健指導、検査並びに診察に基づく診断、処方及び意見（文書の交付を含む。）を含むものとされています。

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療

エ　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ　移送

第４－１表　外傷による脳の器質的損傷を受けた者又は一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年（外傷による脳の器質的損傷を受けた者又は一酸化炭素中毒若しくは減圧症に由来する脳の器質性障害を有する者にあっては２年）以内において、１月に１回必要に応じて行われるもの（ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。）。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果必要に応じ、原則として、1年に１回行われる次に掲げる検査を対象とする。ただし、四肢まひ等が出現した者で医学的に必要と認められるものについては、第４－３表の範囲内で行われる検査を対象とすることができる。 ア　末梢血液一般・生化学的検査 イ　尿検査 ウ　公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 55 条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の疾病若しくは通勤による疾病以外の疾病又は近視、老視等による眼に関する疾病との鑑別のために行われる視機能検査（眼底検査等を含む。） エ　めまい感又は身体平衡障害の訴えのある者に対して行われる前庭平衡機能検査 オ　頭部エックス線検査 カ　医学的に必要と認められる者に対して行われる頭部のＣＴ（コンピュータ断層撮影）及びＭＲＩ（磁気共鳴コンピュータ断層撮影）等検査 キ　脳波検査 ク　心理検査 ケ　その他特に必要と認められる検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。ただし、四肢まひ等が出現した者で医学的に必要と認められるものについては、第４－３表の範囲内で支給される薬剤を対象とすることができる。 ア　神経系機能賦活薬 イ　向精神薬 ウ　筋弛緩薬 エ　自律神経薬 オ　鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。） カ　抗パーキンソン薬

	キ　抗てんかん薬 ク　循環改善薬（鎮暈薬、血管拡張薬及び昇圧薬を含む。）
処置、手術その他の治療	上記診察の際に必要に応じて専門医師による精神療法及びカウンセリング（生活指導に重点を置いたものとする。）を対象とする。ただし、四肢まひ等が出現した者で医学的に必要と認められるものについては、第４－３表の範囲内で行われる処置を対象とすることができる。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－２表　頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害又は腰痛を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後２年以内において、１月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として、１年に１回行われる各傷病について必要と認められる部位について行うエックス線検査を対象とする。
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　神経系機能賦活薬 イ　向精神薬（頭頸部外傷症候群に限る。） ウ　筋弛緩薬 エ　鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。） オ　循環改善薬（鎮暈薬、血管拡張薬及び昇圧薬を含む。）
処置、手術その他の治療	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－３表　せき髄を損傷した者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、１月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として上記診察の際に行われる尿検査（尿培養検査を含む。） イ　原則として１年に２回行われるＣＲＰ検査 ウ　原則として１年に１回行われる末梢血液一般・生化学的検査 エ　原則として１年に１回行われる膀胱機能検査。なお、残尿測定検査は超音波によるものを含むものとする。 オ　原則として１年に１回行われる腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査 カ　原則として、１年に１回行われる損傷せき椎又はまひ域関節のエックス線、ＣＴ及びＭＲＩ検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤又は治療材料を対象とする。 ⑴　薬　剤 ア　じょくそう処置用・尿路処置用外用薬 イ　原則として、尿路感染者又はじょくそうのある者に対して支給される抗菌薬（抗生物質、外用薬を含む。） ウ　排尿障害改善薬及び頻尿治療薬 エ　筋弛緩薬（鎮痙薬を含む。また、重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプに再充填する鎮痙薬を含むものとする。） オ　自律神経薬 カ　末梢神経障害治療薬 キ　向精神薬 ク　鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。） ケ　整腸薬、下剤及び浣腸薬 コ　その他特に必要と認められる薬剤

	⑵　治療材料 　必要であると認められる場合の治療材料
処置、手術その他の治療	上記診察の際に必要に応じて行われる次に掲げる処置を対象とする。 ア　じょくそう処置 イ　尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。） ウ　その他特に必要と認められる処置
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－４表　尿道狭さくを有する者又は尿路変向術を受けた者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 　原則として、治ゆ後３年以内において、１月から３月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 　原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 　上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として１月から３月に１回行われる尿検査（尿培養検査を含む。） イ　原則として１年に２回行われる末梢血液一般・生化学的検査 ウ　原則として１年に２回行われるＣＲＰ検査 エ　原則として１年に１回行われるエックス線検査 オ　原則として１年に１回行われる腹部超音波検査 カ　原則として代用膀胱を造設した者に対し、１年に１回行われるＣＴ検査
薬剤又は治療材料の支給	尿道ブジー（誘導ブジーを含む。）及び尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。）（以下「尿道ブジー等」という。）実施の際に必要に応じて、１週間分程度支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　止血薬 イ　抗菌薬（抗生物質を含む。） ウ　自律神経薬 エ　鎮痛・消炎薬

	オ　尿路処置用外用薬 カ　排尿障害改善薬及び頻尿治療薬
処置、手術その他の治療	原則として、上記診察の際に必要に応じて行われる尿道ブジー等若しくは、自宅等で使用するためのカテーテル、カテーテル用消毒液（洗浄剤及び潤滑剤を含む。）及び滅菌ガーゼを対象とする。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－５表　白内障等（白内障のほか、緑内障、網膜はく離、角膜疾患、眼瞼内反等をいう。）の眼疾患を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診 察 原則として、治ゆ後２年以内において、１月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検 査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対して行われる次に掲げる検査を対象とする。 ア　矯正視力検査 イ　屈折検査 ウ　細げき燈顕微鏡検査 エ　前房隅角検査 オ　精密眼圧測定 カ　精密眼底検査 キ　量的視野検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　外用薬 イ　眼圧降下薬 ウ　その他医学的に必要と認められる点眼剤
処置、手術その他の治療	原則として、上記診察の際に必要に応じて行われる眼瞼内反による睫毛乱生のために必要な者に対して行う睫毛抜去を対象とする。

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－６表　慢性のウイルス肝炎となった者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年以内において、Ｂ型肝炎ウイルス感染者でＨＢｅ抗原陽性のもの又はＣ型肝炎ウイルス感染者については１月に１回、Ｂ型肝炎ウイルス感染者でＨＢｅ抗原陰性のものについては６月に１回、必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含むものとする。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として６月に１回行われる末梢血液一般検査 イ　原則としてＢ型肝炎ウィルス感染者でＨＢｅ抗原陽性のもの又はＣ型肝炎ウイルス感染者については１月に１回、Ｂ型肝炎ウィルス感染者でＨＢｅ抗原陰性のものについては６月に１回行われる生化学的検査 ウ　原則として６月に１回行われる腹部超音波検査 エ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われるＢ型肝炎ウイルス感染マーカー オ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われるＨＣＶ抗体 カ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われるＨＣＶ－ＲＮＡ同定（定性）検査 キ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われるＡＦＰ（α－フェトプロテイン） ク　医学的に特に必要と認められる者に対して行われるＰＩＶＫＡ－Ⅱ ケ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われるプロトロンビン時間検査 コ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われるＣＴ検査

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－７表　慢性の化膿性骨髄炎となった者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年以内において、１月から３月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として１月から３月に１回行われる末梢血液一般・生化学的検査 イ　原則として３月から６月に１回行われるエックス線検査 ウ　特に必要と認められる者に対して行われるシンチグラム、ＣＴ、ＭＲＩ等検査 エ　原則として１年に２回行われるＣＲＰ検査 オ　必要に応じて行われる細菌検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　抗菌薬（抗生物質、外用薬を含む。） イ　鎮痛・消炎薬
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－８表　振動障害を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後２年以内において、１月に１回又は２回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として、１年に１回行われる次に掲げる検査を対象とする。ただし、カについては、原則として、２年に１回行われるものを対象とする。 ア　末梢血液一般・生化学的検査 イ　尿検査 ウ　末梢循環機能検査 エ　末梢神経機能検査 オ　末梢運動機能検査 カ　手関節及び肘関節のエックス線検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　ニコチン酸薬 イ　循環ホルモン薬 ウ　ビタミンＢ１、Ｂ２、Ｂ６、Ｂ12、Ｅ剤 エ　Ｃａ拮抗薬 オ　交感神経α－受容体抑制薬 カ　鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）
処置、手術その他の治療	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－９表　人工関節又は人工骨頭に置換した者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、３月から６月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果必要に応じて行われる次に掲げる検査で、それぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として３月から６月に１回行われる末梢血液一般・生化学的検査 イ　原則として３月から６月に１回行われるエックス線検査 ウ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われるシンチグラム検査 エ　原則として１年に２回行われるＣＲＰ検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）を対象とする。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－10表　大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年以内において、３月から６月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果必要に応じて、原則として、３月から６月に１回行われる次に掲げる検査を対象とする。ただし、ウについては、医学的に特に認められる場合に行われるものを対象とする。 ア　末梢血液一般・生化学的検査 イ　エックス線検査

	ウ　シンチグラム、ＣＴ、ＭＲＩ等検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）を対象とする。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－11 表　心・血管疾患にり患した者又はペースメーカ等（ペースメーカのほか、除細動器をいう。）を植え込んだ者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 心・血管疾患にり患した者に対し、原則として、治ゆ後３年以内において、１月に１回必要に応じて行われるもの（ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含むものとする。）又はペースメーカ等を植え込んだ者に対し、１月から３月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。 また、「ペースメーカ等の定期チェック」については、原則として６月から１年に１回、ペースメーカ等のパルス幅、スパイク間隔、マグネットレート、刺激閾値、感度等の機能指標の計測をするとともに、アフターケア上の必要な指導を行うものとする。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として心・血管疾患にり患した者については１月に１回、ペースメーカ等を植え込んだ者については１月から６月に１回行われる末梢血液一般・生化学的検査 イ　原則として心・血管疾患にり患した者については１月に１回、ペースメーカ等を植え込んだ者については６月に１回行われる胸部エックス線検査 ウ　原則として心・血管疾患にり患した者については１月に１回、ペースメーカ等を植え込んだ者については１月から６月に１回行われる心電図検査（安静時及び負荷検査）

	エ　原則として心・血管疾患にり患した者については１月に１回、ペースメーカ等を植え込んだ者については１月から６月に１回行われる尿検査 オ　心・血管疾患にり患した者については医学的に特に必要と認められる場合に行い、ペースメーカ等を植え込んだ者については原則として１年に１回行われるホルター心電図検査 カ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われる心臓超音波検査 キ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われる心臓核医学検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　抗狭心症薬 イ　抗不整脈薬 ウ　心機能改善薬 エ　循環改善薬（利尿薬を含む。） オ　向精神薬
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－12 表　尿路系腫瘍を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年以内において、１月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として１月に１回行われる尿検査（尿培養検査を含む。） イ　原則として１月に１回行われる尿細胞診検査 ウ　原則として３月から６月に１回行われる内視鏡検査 エ　原則として３月から６月に１回行われる超音波検査 オ　原則として３月から６月に１回行われる腎盂造影検査 カ　原則として３月から６月に１回行われるＣＴ検査

薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　医学的に特に必要と認められる場合で、治ゆ後１年以内に投与される再発予防のための抗がん薬 イ　抗菌薬（抗生物質を含む。）
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－13 表　熱傷の傷病者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年以内において、１月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として１年に１回行われる次に掲げる検査を対象とする。 ア　末梢血液一般・生化学的検査 イ　尿検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される外用薬等（抗菌薬を含む。）を対象とする。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－14表　外傷により末梢神経を損傷した者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年以内において、１月に１回又は２回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果医学的に必要と認められるものに対し、次に掲げるア及びイについては、原則として、１月に１回行われる検査を対象とし、ウ及びエについては、特に必要と認められる者に対して１年に２回を限度に行われるものを対象とする。 ア　末梢血液一般・生化学的検査 イ　尿検査 ウ　エックス線検査 エ　骨シンチグラフィー
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。） イ　末梢神経障害治療薬
処置、手術その他の治療	上記診察の結果特に疼痛が激しく神経ブロックが医学的にも必要と認められるものに対し、１月に２回を限度として対象とすることができる。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－15表　精神疾患等にり患した者に対するアフターケアの範囲の基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年以内において、１月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として、１年に２回行われる次に掲げる検査を対象とする。

	ア　向精神薬を使用している者に対して行う末梢血液一般・生化学的検査 イ　心理検査 ウ　脳波検査 エ　ＣＴ・ＭＲＩ検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　向精神薬 イ　神経系機能賦活薬
処置、手術その他の治療	上記診察の際に必要に応じて行われる専門医師による精神療法及びカウンセリング（生活指導に重点を置いたものとする。）を対象とする。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－16表　心臓弁を損傷した者、心膜の病変を有する者又は人工弁若しくは人工血管に置換した者に対するアフターケアの基準

診　　察	⑴　診　察 心臓弁を損傷した者又は心膜の病変を有する者に対し、原則として、治ゆ後３年以内において、１月から３月に１回必要に応じて行われるもの（ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。）又は人工弁若しくは人工血管に置換した者に対し、原則として、１月から３月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として１月から６月に１回行われる末梢血液一般・生化学的検査 イ　原則として１月から６月に１回行われる尿検査 ウ　原則として３月から６月に１回行われる心電図検査（安静時及び負荷検査） エ　原則として３月から６月に１回行われるエックス線検査 オ　原則として人工弁に置換した者に対し、３月から６月に１回行われる心音図検査

	カ　原則として人工弁又は人工血管に置換した者に対し、１年に１回行われる心臓超音波検査 キ　原則として人工弁又は人工血管に置換した者に対し、１年に２回行われるＣＲＰ検査 ク　原則として人工血管に置換した者に対し、１年に１回行われる脈波図検査 ケ　人工血管に置換した者に対し、医学的に特に必要と認められる場合のＣＴ又はMＲＩ検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。ただし、エについては心臓弁を損傷した者又は人工弁に置換した者に、オについては人工弁又は人工血管に置換した者に限る。 ア　抗不整脈薬 イ　心機能改善薬 ウ　循環改善薬（利尿薬を含む。） エ　向精神薬 オ　血液凝固阻止薬
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－17 表　呼吸機能障害を有する者に対するアフターケアの基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年以内において、１月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。特に喫煙者に対しては、日常生活上の配慮として喫煙の禁止について指導するものとするが、私病であるニコチン依存症の治療は行うことができない。 ⑶　検　査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として１年に２回行われる末梢血液一般・生化学的検査 イ　原則として１年に２回行われるＣＲＰ検査

	ウ　原則として１年に２回行われる喀痰細菌検査 エ　原則として１年に２回行われるスパイログラフィー検査 オ　原則として１年に２回行われる胸部エックス線検査 カ　原則として１年に２回から４回行われる血液ガス分析 キ　原則として１年に１回行われる胸部ＣＴ検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア　去痰薬 イ　鎮咳薬 ウ　喘息治療薬 エ　抗菌薬（抗生物質を含む。） オ　呼吸器用吸入薬及び貼付薬 カ　鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第４－18表　消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害若しくは膵機能障害を有する者又は消化器ストマを造設した者に対するアフターケアの基準

診　　察	⑴　診　察 原則として、治ゆ後３年以内において、１月に１回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 ⑵　保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 ⑶　検　査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア　原則として３月に１回行われる末梢血液一般・生化学的検査 イ　原則として３月に１回行われる尿検査 ウ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われる腹部超音波検査 エ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われる消化器内視鏡検査（ＥＲＣＰを含む。） オ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われる腹部エックス線検査 カ　医学的に特に必要と認められる者に対して行われる腹部ＣＴ検査

薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要に応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。ただし、エについては、逆流性食道炎が認められる場合に支給する。 ア　整腸薬、止瀉薬 イ　下剤、浣腸薬 ウ　抗貧血用薬 エ　消化性潰瘍用薬 オ　蛋白分解酵素阻害薬 カ　消化酵素薬 キ　抗菌薬（抗生物質・外用薬を含む。） ク　鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）
処置、手術その他の治療	上記診察の際に必要に応じて行われる次に掲げる処置を対象とする。 ア　ストマ処置 イ　外瘻の処置（軽微な外瘻が認められる者に対し、外瘻周辺の反応性びらん等の発症を予防するために実施するものとする。） ウ　自宅等で使用するための滅菌ガーゼの支給
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

5　在宅介護を行う介護人の派遣（ホームヘルパー派遣事業）（規則第 38 条第 1 項第 6 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 6 号）

⑴　支給対象

ホームヘルパー派遣事業の対象は、傷病補償年金の受給権者又は障害の程度が第３級以上の障害等級に該当する障害補償年金の受給権者であって、現に居宅において介護を受けている者です。

ただし、次に掲げる者については、ホームヘルパー等の保護を図る意味等から対象に含めないこととされています。

ア　入院治療を要する者又は伝染性疾患を有する者

イ　ホームヘルパー等に対し暴行脅迫等の非行を行った者又は行うおそれのある者

⑵　支給内容

ホームヘルパー等が行う介護等の内容は次に掲げるものです。

ア　入浴、排せつ、食事等の介護

イ　調理、洗濯、掃除等の家事

ウ　生活等に関する相談及び助言

エ　外出時における移動の介護

オ　ア～エに掲げる介護、家事等に附帯する便宜の供与

介護等の供与又は供与に必要な費用の支給は１回３時間とし、最初に供与を受けた日から起算

して８週間を単位とする期間ごとに24回を限度とします。また、１日の利用回数は３回までです。

⑶　**費用負担**

受給者に、本事業に要する費用のうち介護等の供与を受ける時間のホームヘルパー等賃金相当額の10分の３に相当する額について受益者負担を求めています。

なお、この受益者負担については、介護補償の請求ができます。

６　長期家族介護者援護金（規則第38条第１項第18号、業務規程第25条の２第１項第18号）

⑴　**支給対象等**

次のアからウの要件をすべて満たして死亡した者（以下「要介護年金受給権者」という。）の遺族のうち、当該死亡を公務災害とみなしたときに遺族補償年金を受けることができる者（ただし、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹で一定の障害の状態にある場合は年齢を問わない。また、子及び孫は一定の障害の状態にある者に限る。）で、要介護年金受給権者の収入によって生計を維持しており、生活に困窮していると認められる者に対し、支給されます。

ア　死亡の当時、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する傷病等級第１級である傷病補償年金の受給権者又は障害等級第１級である障害補償年金の受給権者であること

(ｱ) せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要するものであること

(ｲ) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要するものであること

イ　アの年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から10年を経過した日以後に死亡した者であること

ウ　その死亡の原因が遺族補償の対象とならないこと

⑵　**支給額**

遺族に対して、100万円が支給されます。

⑶　**申請手続**

長期家族介護者援護金の申請手続は基金都支部が直接、遺族へ案内します。

７　旅行費の支給（業務規程第27条の２第５項、第27条の３第２項、第30条）

⑴　**支給要件**

旅行費は、職員が補装具の支給、修理若しくは再支給若しくはリハビリテーションを受けるために旅行する場合に支給されます。

旅行費は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地までの最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、次に掲げる区分に応じ、その計算方法に従って計算した範囲内において実費が支給されます。

⑵　**支給内容**

ア　鉄道賃

旅客運賃、急行料金（普通急行列車若しくは準急行列車を運行する路線により片道50キロメートル以上旅行する場合又は特別急行列車を運行する路線により片道100キロメートル以上旅行する場合に限る。以下アにおいて同じ。）、特別車両料金（旅客運賃の等級を２階級に区分する路線により旅行する場合を除く。）及び座席指定料金（普通急行列車を運行する路線により片道100キロメートル以上旅行する場合に限る。）とし、旅客運賃及び急行料金は、旅客運賃の等

級を２階級に区分する路線により旅行する場合にあっては、上位の等級の旅客運賃及び急行料金が支給されます。

イ　船　賃

旅客運賃、特別船室料金（旅客運賃を２以上の階級に区分する船舶により旅行する場合を除く。）及び座席指定料金とし、旅客運賃は、その等級を３階級に区分する船舶により旅行する場合にあっては、中位の等級の旅客運賃、２階級に区分する船舶により旅行する場合にあっては、上位の等級の旅客運賃が支給されます。

ウ　車　賃

１キロメートルにつき 37 円（全路程を通算して計算し、１キロメートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）が支給されます。ただし、障害の程度により、この額により難いと認められる場合においては、この限りではありません。

なお、ＪＲバス等路線バスがある場合の車賃の額は、その実費額が支給されます。

エ　宿泊料

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第１の１の宿泊料の項の甲地方である地域に宿泊する場合は一夜につき 8,700 円が、その他の地域に宿泊する場合は一夜につき 7,800 円が支給されます。

８　奨学援護金（規則第 38 条第 1 項第 7 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 7 号、第 29 条）

奨学援護金は、社会一般における教育費の生活費に占める割合が大きいことを考慮し、年金たる補償の受給権者の負担を軽減し、その福祉を増進するために支給するものです。

⑴　支給対象

①　対象者

奨学援護金は、年金たる補償の受給権者のうち、次のいずれかに該当する者で、②に掲げる支給事由の一に該当するものに対して支給されます。

ア　②に掲げる支給事由に該当するに至った日における平均給与額が 16,000 円以下である者

イ　②に掲げる支給事由に該当するに至った日における平均給与額が 16,000 円を超えており、同日後に 16,000 円以下となった者

②　支給事由

ア　遺族補償年金の受給権者で、次に掲げる在学者等であり、学資等の支弁が困難であると認められるもの

＜在学者等＞

- 学校教育法第１条に定める学校（幼稚園を除く。）に在学する者
- 学校教育法第124条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると理事長が認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者
- 職業能力開発促進法第15条の７第１項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練を受ける者
- 職業能力開発促進法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者

イ　遺族補償年金の受給権者のうち、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該職員の子（当該職員の死亡の当時胎児であった子を含むものとし、婚姻（届出をしていない

が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）をしている者、直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となっている者及び上記アに該当する者を除く。以下同じ。）である在学者等と生計を同じくし、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの

ウ　障害補償年金の受給権者（第１級から第３級までの障害等級に該当する障害がある者に限る。エにおいて同じ。）で、在学者等であり、学資等の支弁が困難であると認められるもの

エ　傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者のうち、在学者等である子（婚姻をしている者及び直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。）と生計を同じくし、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの

⑵　支 給 額

奨学援護金は、在学者等１人につき第４－19 表の区分に応じ、それぞれの額が支給されます。

⑶　支給期間等

奨学援護金の支給は、次のとおりです。

(1)の①のアの場合、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（②の支給事由の一に該当するに至った日の属する月の前月の末日において年金たる補償の受給権者となっていた者にあっては、当該支給事由の一に該当するに至った日の属する月）から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。同イの場合、平均給与額が 16,000 円以下となった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。

奨学援護金の支給を受けている者にその支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月（新たに在学者等になった者が生じたことにより支給額を増額すべき場合又は奨学援護金に係る在学者等について支給額を増額すべき事実が生じた場合にあっては、その事実が生じた日の属する月）からその支給額を改定します。

奨学援護金は、毎年２月、４月、６月、８月、10 月、12 月の６期に、それぞれその前月分までを支払うことになっています。ただし、支給事由のア及びイに該当する者に係る奨学援護金は、法第 35 条第１項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている間については支給されません。

また、在学者等について奨学援護金を支給することが適当でないと認める事情がある場合には、当該在学者等に係る奨学援護金のうち、その支給が適当でないと認める事情がある月については支給しないことができるとされています。

第４－19 表　奨学援護金支給額

在　学　者　等　の　区　分	支給額（月額） H29．４．１～
小学校、義務教育学校の前期課程 特別支援学校の小学部　に在学する者	14,000 円
中学校、義務教育学校の後期課程 中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部　に在学する者	18,000 円
高等学校、中等教育学校の後期課程 高等専門学校の第１学年、第２学年、第３学年 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程又は一般課程　に在学する者 公共職業能力開発施設で　中学校を卒業した者等を対象とする普通課程の普通職業訓練 専修訓練課程の第一類の普通職業訓練　を受ける者	16,000 円
大学 高等専門学校の第４学年、第５学年 専修学校の専門課程　に在学する者 公共職業能力開発施設で職業訓練（前欄に掲げるものを除く。） 職業能力開発総合大学校で職業訓練　を受ける者	39,000 円

⑷　現状等に関する報告

奨学援護金の支給を受けている者は、毎年１回、４月１日から同月末日までの間に、在学証明書等の所要の資料を添えて「奨学援護金の支給に係る現状報告書（様式第 52 号)」を支部長に提出しなければなりません。(業務規程第 31 条の 5 第 3 項)

９　**就労保育援護金**（規則第 38 条第 1 項第 8 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 8 号、第 29 条の２）

就労保育援護金は、年金たる補償の受給権者のうち、生計を同じくしている者の就労のため未就学の子を保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等に預けている者の保育に係る費用を援護するために支給するものです。

⑴　支給対象

①　対象者

就労保育援護金は、年金たる補償の受給権者のうち、次のいずれかに該当する者で、②に掲げる支給事由の一に該当するものに対して支給されます。

ア　②に掲げる支給事由に該当するに至った日における平均給与額が 16,000 円以下である者

イ　②に掲げる支給事由に該当するに至った日における平均給与額が 16,000 円を超えており、同日後に 16,000 円以下となった者

②　支給事由

ア　遺族補償年金の受給権者で未就学の児童であるもののうち、自己と生計を同じくしているものの就労のため児童福祉法第 39 条に規定する保育所、学校教育法第１条に規定する幼稚園等(以

下「保育所等」という。）に預けられていて、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

イ　遺族補償年金の受給権者で、職員の死亡の当時当該職員の収入によって生計を維持していた当該職員の未就学の子（当該職員の死亡の当時胎児であった子を含むものとし、直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となっている者及び上記アに該当する者を除く。）と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けており、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

ウ　障害補償年金の受給権者（第１級から第３級までの障害等級に該当する障害がある者に限る。エにおいて同じ。）で未就学の子（直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。エにおいて同じ。）と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けており、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

エ　傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けており、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

⑵　支 給 額

就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）１人につき月額 12,000 円です。

⑶　支給期間等

就労保育援護金の支給は、次のとおりです。

上記(1)の①のアの場合、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（②の支給事由の一に該当するに至った日の属する月の前月の末日において年金たる補償の受給権者となっていた者にあっては、当該支給事由の一に該当するに至った日の属する月）から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。同イの場合、平均給与額が 16,000 円以下となった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。

就労保育援護金の支給を受けている者にその支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月（新たに保育児となった者が生じたことにより支給額を増額すべき場合にあっては、その事実が生じた日の属する月）からその支給額を改定します。

就労保育援護金は、毎年２月、４月、６月、８月、10 月、12 月の６期に、それぞれの前月分までをまとめて支払うことになっています。ただし、支給事由のア又はイに該当する者に係る就労保育援護金は、法第 35 条第１項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている間については支給されません。

⑷　現状等に関する報告

就労保育援護金の支給を受けている者は、毎年１回、４月１日から同月末日までの間に、就労していることを証明する書類等所要の資料を添えて「就労保育援護金の支給に係る現状報告書（様式第 53 号）」を支部長に提出しなければなりません。（業務規程第 31 条の６第２項）

10　公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助（規則第 38 条第２項第１号）

公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業は、地方公務員の公務災害発生状況、発生原因等の調査及び分析、作業現場における作業内容、作業環境等の実態の調査研

究及びその改善対策の策定、広報活動、研修会等を通じた公務災害を防止するための方策の普及その他の公務災害の防止に資する活動を行う団体に対して、基金が有する公務災害の発生状況等の情報の提供及び資金の助成等の援助を行うものです。

また、資金の助成等の援助は、公務災害の防止対策立案のためのモデル的な調査研究その他の公務災害の防止に特に資すると認められる防止活動を行う団体に対して行うこととされています。

資金の助成等の援助は本部において行い、情報の提供については、本部のほか支部においても行うこととされています。

11　公務上の災害を防止する対策の調査研究（規則第 38 条第 2 項第 2 号）

公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業は、公務災害に関する情報の収集、その発生状況、発生原因等の調査及び分析並びに公務災害防止対策の研究及び策定を行うものです。

具体的な事業としては、公務災害の発生件数が多いことなどにより、具体的な公務災害防止対策を策定する必要があると認められる公務災害の類型や職種等について、実際に発生した公務災害の発生原因等の調査及び分析、作業内容、作業環境等の改善対策及び機器の改良等の調査及び研究並びに具体的な公務災害防止対策の研究を行い、公務災害防止対策を策定する事業（以下「公務災害防止モデル事業」という。）などを行います。

公務災害防止モデル事業は、地方公共団体等の協力を得て主に支部において行います。

12　公務上の災害を防止する対策の普及及び推進（規則第 38 条第 2 項第 3 号）

公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業は、上記 11 の調査研究の成果を基に、地方公共団体等に対し、公務災害防止対策を広報活動、研修会等により普及するとともに、公務災害防止対策のうち必要な事項について、地方公共団体等における職場環境の改善等の公務災害防止対策の推進を行うものです。

本事業は、本部及び支部において行います。

13　補償に伴う福祉事業

補償に伴う福祉事業には次に掲げるものがありますが、これらの福祉事業は各補償と関連が深いので、それぞれの補償の項で説明することとしています。

⑴ 休業援護金　（P. 148 参照）
⑵ 傷病特別支給金　（P. 172 参照）
⑶ 障害特別支給金　（P. 181 参照）
⑷ 遺族特別支給金　（P. 205 参照）
⑸ 障害特別援護金　（P. 181 参照）
⑹ 遺族特別援護金　（P. 206 参照）
⑺ 傷病特別給付金　（P. 172 参照）
⑻ 障害特別給付金　（P. 182 参照）
⑼ 遺族特別給付金　（P. 206 参照）
⑽ 障害差額特別給付金　（P. 186 参照）

第２　福祉事業の申請手続

１　原則として福祉事業の支給を求めるに当たり事前に承認を要するもの

(1)　「外科後処置」、「リハビリテーション」又は「アフターケア」を受けようとする者は、あらかじめ、その実施を必要とする旨の医師等の証明書を添付した福祉事業申請書を任命権者を経由して支部長に提出します。

(2)　「外科後処置」に必要な費用又は日当の支給を受けようとする者、「リハビリテーション」又は「アフターケア」に必要な費用を受けようとする者は、原則としてそれらを受けた月の翌月の末日までに申請金額及びその内訳に係る医師等の証明書を添付した福祉事業申請書を任命権者を経由して支部長に提出します。

(3)　「在宅介護を行う介護人の派遣（ホームヘルパー派遣事業)」を受けようとする者は、あらかじめ、福祉事業申請書を任命権者を経由して支部長に提出します。

申請書を受理した基金が承認決定すると、介護券が被災職員に交付されます。

(4)　ホームヘルパー派遣事業による介護等の供与に必要な費用の支給を受けようとする者は、原則として介護を受けた月の翌月の末日までに申請金額に係る領収書及び明細書を添えて、福祉事業申請書を任命権者を経由して支部長に提出します。

２　申請により支給するもの

「補装具」の支給を受けようとする者は、所要の資料を添付した福祉事業申請書を、「奨学援護金」の支給を受けようとする者は、在学者等の在学又は在校を証明する書類等を添付した福祉事業申請書を、「就労保育援助金」の支給を受けようとする者は、就労していることを証明する書類等を添付した福祉事業申請書を、任命権者を経由して支部長に提出します。

第３　未支給の福祉事業

１　未支給の福祉事業の内容（業務規程第 30 条の 2）

未支給の福祉事業とは、福祉事業の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき福祉事業でまだその者に支給されなかったものをいいます。

未支給の福祉事業は、当該福祉事業を受けることができた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹に対し、この順位に従って支給されます。

ただし、次の福祉事業は、それぞれに掲げる者に支給されます。

(1)　遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金

当該遺族補償年金の受給資格者である他の遺族があるときは、当該年金の支給順序に従ってその者

(2)　業務規程第 29 条の 14 第 1 項の規定により支給すべき障害差額特別給付金

障害補償年金差額一時金を受けることができる他の遺族

(3)　業務規程第 29 条の 14 第２項の規定により支給すべき障害差額特別給付金

障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金を受けたため障害補償年金差額一時金を受けることができなくなった他の遺族

未支給の福祉事業を受けるべき同順位者が２人以上あるときは、その全額をそのうちの１人に支給することができるものとし、この１人に行った支給が全員に対して行った支給とみなされます。

２　未支給の福祉事業の申請手続

未支給の福祉事業を受けようとする者は、「未支給の福祉事業申請書（様式第 26 号）」に所定の書類を添えて、死亡職員の任命権者を経由して基金に提出する必要があります。

なお、当該申請書の提出前に既に提出されている書類と同じ書類については、その添付を省略して差し支えありません。